

## 「三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について」費用負担計画部会報告の概要

## &lt; 部会報告の構成 &gt;

1. 諮問までの経緯
2. 負担法の基本的考え方
3. 本部会における審議事項
4. 各事項に係る審議結果
  - (1) 公害防止事業の種類
  - (2) 費用を負担させる事業者を定める基準
  - (3) 公害防止事業費の額
  - (4) 負担総額及びその算定基礎
  - (5) 公害防止事業の実施に必要な事項
5. 附帯意見

## &lt; 主な審議結果 &gt;

## 4 (1) 公害防止事業の種類

法第2条第2項第2号に規定する「しゅんせつ事業」

- ・費用負担計画の対象とする事業の範囲は、今後実施する保管底質の無害化・最終処分とする。
- ・保管底質の無害化処理・最終処分を汚染底質の除去から引き続き実施する一連の事業とみなす。

## 4 (2) 費用を負担させる事業者を定める基準

次の ~ の全ての基準に該当する事業者

三箇牧水路の近傍に立地し、高濃度汚染底質が確認された地点の周辺及びその上流に位置する事業者  
 高濃度ダイオキシン類が発生する可能性のある施設を有していた事業者、或いは高濃度ダイオキシン類が流出する可能性のある事業を営んでいた事業者  
 汚染底質と類似性の高いダイオキシン類が事業所内で確認された事業者

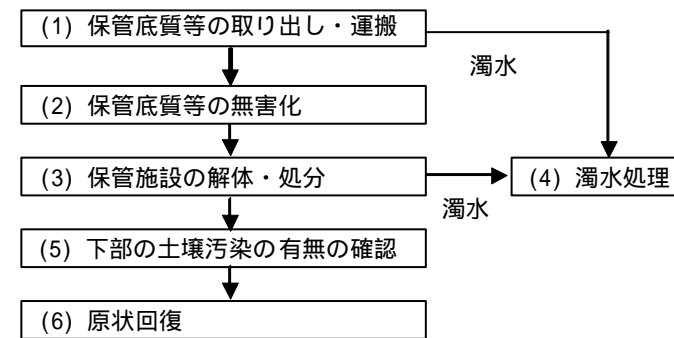
- ・上記基準を本案にあてはめると、 で 18 社、 で 8 社、 で 1 社に絞られる。

## 4 (3) 公害防止事業費の額

1億2,600万円以内

- ・対策工法の検討を行い、それに基づいて大阪府が公共工事の積算基準に従って算定

< 対策工法のフロー >



- ・汚染底質の無害化は、高温によるダイオキシン類の分解を前提
- ・保管底質の取り出し・運搬時の飛散・流出防止や保管施設に溜まっている濁水の処理等に留意
- ・保管施設は、付着するダイオキシン類を高圧水で洗浄後、廃棄物として処分

## 4 (4) 負担総額及びその算定基礎

算定基礎式

負担総額 = 公害防止事業費 × 寄与率(a) × 概定割合(b)

寄与率

CMB法による解析結果から 77%(a)とする。

概定割合

事業者の負担割合を法規制前の期間は 3/4、規制後を 10/10 とし、それぞれの期間で荷重平均することで 82%(b)とする。

負担総額

7,960万円以内

ただし、物価変動等により公害防止事業費の額に変更が生じた場合、変更後の公害防止事業費を基礎とし、の算定基礎式により求める。

- ・ダイオキシン類による底質汚染については特定の事業者の寄与率を正確に算定することは一般的に困難であるが、CMB法は、客観的に発生源ごとの寄与率を評価することができる手法
- ・CMB法の適用に際し、発生源データを汚染底質に匹敵するものに限定して改めて解析を実施 寄与率 77%
- ・法規制前の行為であることによる減額は、定量的な算定が困難なため、法に規定のある概定割合を採用 82%
- ・法規制の有無については、「排ガス洗浄水及び冷却水の飛散・流出防止措置」を位置づけた平成10年11月の廃掃法施行規則改正を基準とする。

## 4 (5) その他公害防止事業の実施に必要な事項

事業者負担金の納付に際しては、費用負担を求める事業者が中小企業者であること鑑み、分割納付等について配慮するよう努めるものとする。

- ・負担法では、中小企業者の場合、「事業者負担金の納付」等について適切な配慮に努める旨の規定がある。
- ・本案においても事業者負担金を確実に徴収するためにも適切な配慮が望ましい。

## 5 附帯意見

- ・除去区間の下流にも環境基準値を超過する底質が存在
- ・当面、水質モニタリングを継続し、対策の必要性や手法等について検討
- ・対策の必要性が生じた場合は、汚染者負担の原則から事業者においても一定の費用負担をすべき。
- ・汚染の再発防止にも留意する必要がある、原因事業者は適正管理の徹底、行政は指導、モニタリングを実施し再発防止に努めることが重要

< 概定割合の算定について >

1. 負担法の規定

負担法では、過去においては当該公害が公害と認識されず、また、有害性も十分に認知されていないため、法規制も行われていなかった場合には、それ以前に長期間にわたって蓄積したものについては、それ以降に蓄積したものと同様に事業費全額の負担を求めることは衡平を欠くことから、事業者の負担総額から一定の減額をすることとした規定がある。

また、負担法では、上記の理由による減額を算定することが困難な場合は、同法に規定する割合（概定割合）を用いることができるとしている。

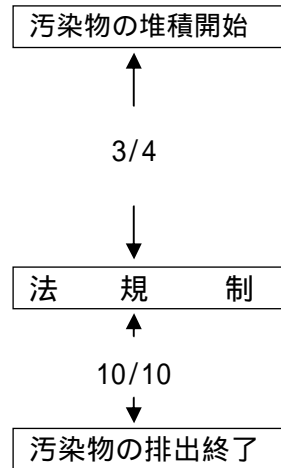
< しゅんせつ事業の場合の概定割合 >

汚染の程度が著しい場合（負担法第7条第2号イ）：3/4以上 10/10以下

以外の場合（負担法第7条第2号ロ）：1/2以上 3/4以下

2. 経過

平成3年 1月 原因事業者焼却炉稼働開始  
 平成3年 3月 三箇牧水路コンクリート張り終了  
 平成9年 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正  
 ・構造基準、維持管理基準の強化等  
 大気汚染防止法施行令改正  
 ・ダイオキシン類の排出抑制基準の設定等  
 平成10年 11月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正  
 ・排ガス洗浄水及び冷却水の飛散・流出防止措置  
 平成12年 1月 ダイオキシン類対策特別措置法施行  
 平成13年 8月 原因事業者湿式洗煙装置廃止・バグフィルター設置



3. 減額の考え方

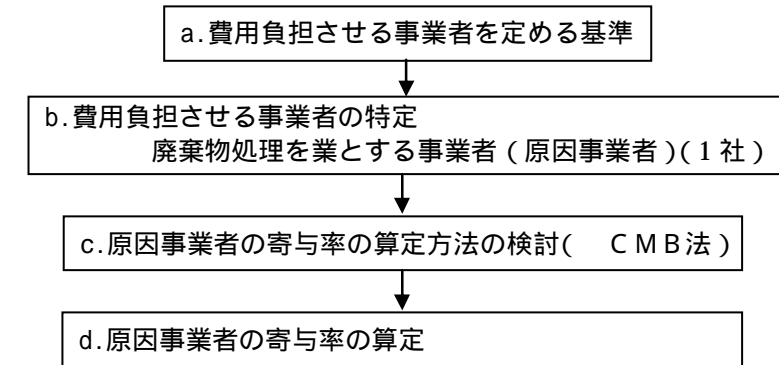
- ・汚染物質の流出は平成3年の水路改修以降、平成13年の湿式洗煙装置の廃止まで続いたものと考えられ、その大部分が法規制の行われる前であったことから、一定の減額が適当である。
- ・原因事業者から流出があったダイオキシン類汚染物は、排ガス洗浄水の循環利用による汚泥とされており、上記の法規制の中では、平成10年11月の廃掃法施行規則の改正が該当する。
- ・法規制が無かったことについて減額を定量的に算定することは困難であることから、概定割合を用いることとし、他自治体の事例を参考に法規制前を3/4、法規制後を10/10とした上で、それぞれの期間で荷重平均することで事業者の負担割合とすべき。

4. 概定割合（事業者の負担割合）

$$\text{概定割合} : 3/4 \times 92/125 + 10/10 \times 33/125 = 82\%$$

< 寄与率の算定について >

1. 寄与率の算定フロー



2. CMB法の適用

(1) 発生源データの取り方

底質汚染に匹敵するような高濃度ダイオキシン類のデータ（原因事業者の10万 pg-TEQ/g以上の3試料）及び環境中に一般的に存在しうる農薬、一般廃棄物焼却灰、PCB製品を発生源とする。

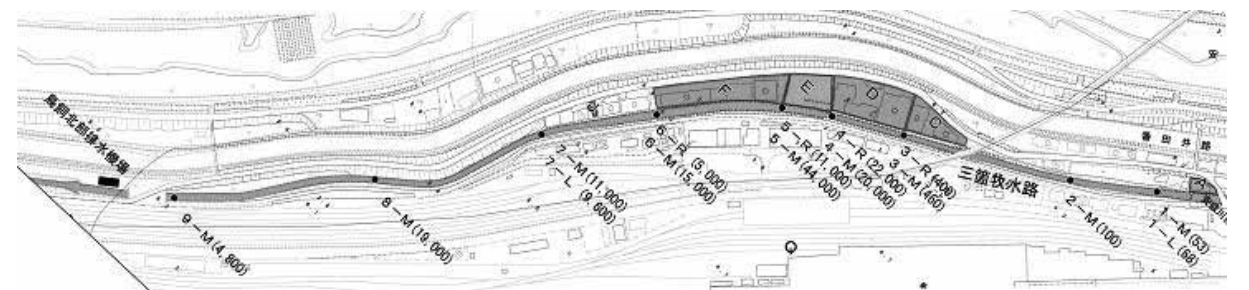
< CMB法による寄与率の評価結果 >

単位%

地点	発生源	原因事業者				農薬	一般廃棄物	PCB製品	不明
		管内外	擁壁	側溝	合計				
1L		0	0	3	3	28	27	17	25
1M		0	0	4	4	25	21	18	32
2M		0	0	5	5	33	17	18	28
3M		0	50	6	56	22	0	9	14
3R		0	13	38	51	19	9	10	10
4M		32	40	5	78	5	0	0	17
4R		48	12	19	80	6	5	0	10
5M		24	35	14	73	8	1	0	18
5R		13	20	42	75	4	7	0	14
6M		32	40	9	81	5	0	0	14
6R		0	0	91	91	1	0	0	7
7L		0	38	48	86	3	8	1	3
7M		4	46	32	82	7	1	0	9
8M		49	4	20	73	5	3	0	18
9M		0	25	54	79	5	0	1	16
10M		0	66	11	77	6	8	2	7

(2) 地点ごとの評価結果の取りまとめ方法

負担法では、寄与率は公害防止事業に係る公害の原因となる程度と規定されており、本事案の場合、処分を行う底質中に含まれるダイオキシン類量に対する影響度により評価すべきである。寄与率は、底質除去区間（地点3～9）の各地点の寄与率をダイオキシン類濃度及び区間長により荷重平均し、算定する。



3. 寄与率の算定結果

$$\text{寄与率} : 77\%$$